

役員に対する退職金の支給についての内規

公益財団法人柔道整復研修試験財団

役員に対する退職金の支給についての内規

公益財団法人柔道整復研修試験財団

平成24年4月1日

1. すべての役員に対して当面の間、退職金を支給しない。

附 則

この内規は、平成15年4月1日から適用する。